

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																
<p>(講習科目の受講の一部免除)</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1098 192 1136 745">受講の免除を受けることができる者</th><th data-bbox="1098 745 1136 1115">講習科目</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="863 192 1098 745">一 (略)</td><td data-bbox="1098 745 1136 1115">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="863 745 1098 1115">二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許を有する者</td><td data-bbox="1098 745 1136 1115"></td></tr><tr><td data-bbox="509 192 863 1115">三 次のいずれかに掲げる者であつて、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者</td><td data-bbox="1098 745 1136 1115"></td></tr></tbody></table> <p>イ 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</p> <p>ロ 道路交通法第八十四条第四項</p>	受講の免除を受けることができる者	講習科目	一 (略)	(略)	二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許を有する者		三 次のいずれかに掲げる者であつて、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者		<p>(講習科目の受講の一部免除)</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1098 1115 1136 1668">受講の免除を受けることができる者</th><th data-bbox="1098 1668 1136 2033">講習科目</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="940 1115 1098 1668">一 (略)</td><td data-bbox="1098 1668 1136 2033">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="940 1668 1098 2033">二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許を有する者</td><td data-bbox="1098 1668 1136 2033"></td></tr><tr><td data-bbox="392 1115 940 2033">三 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者</td><td data-bbox="1098 1668 1136 2033"></td></tr></tbody></table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	受講の免除を受けることができる者	講習科目	一 (略)	(略)	二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許を有する者		三 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者	
受講の免除を受けることができる者	講習科目																
一 (略)	(略)																
二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許を有する者																	
三 次のいずれかに掲げる者であつて、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者																	
受講の免除を受けることができる者	講習科目																
一 (略)	(略)																
二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許を有する者																	
三 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者																	

の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者 四 (略)	(略)
---	-----

四 (略)	(略)
----------	-----